

第3次川口市環境基本計画（案）

平成29年10月

川口市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的・位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象範囲	4
5 計画の推進主体	5
第2章 計画策定の方向性	7
1 川口市の概要	8
2 社会情勢の変化と国の環境政策	11
3 本市の課題と対応	15
第3章 目指すべき将来の環境像	21
1 川口市の将来の環境像	22
2 基本目標	23
第4章 環境施策	25
1 施策体系	26
2 環境施策	27
基本目標1 循環型社会の実現	27
基本目標2 安全・安心・快適社会の実現	31
基本目標3 自然共生社会の実現	35
基本目標4 低炭素社会の実現	40
基本目標5 環境保全活動の拡大	45
第5章 計画の進行管理	51
1 計画の推進体制	52
2 計画の進行管理	53
用語集	55

第 1 章 計画の基本的な考え方

1

計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみの不法投棄、大気汚染、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルそのものが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民がいつまでも健康で文化的な生活を送ることができるよう、平成11（1999）年4月に「川口市環境基本条例」（以下、「環境基本条例」といいます。）を施行しました。また、平成13（2001）年3月には、環境基本条例第9条に基づき、「川口市環境基本計画」を策定し、平成20（2008）年3月の改訂を経て、平成23（2011）年3月に「第2次川口市環境基本計画」（以下、「第2次計画」といいます。）を策定し、同計画に基づく基本理念の実現を目指して、環境の保全および創造^{（※）}に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

第2次計画の策定以降、東日本大震災に伴うエネルギー需給のひっ迫による省エネルギーへの取り組みや再生可能エネルギー導入の加速化、鳩ヶ谷市との合併など、環境行政を取り巻く状況が変化しています。

また、国際社会における新しい地球温暖化対策の枠組みへの合意など、今後も環境を取り巻く状況は変化していくものと想定されています。

こうした新たな環境課題に対応するとともに、平成28（2016）年4月に策定された「第5次川口市総合計画」との整合を図り、本市における環境の保全および創造に関する取り組みをより効果的に進めていくため、「第3次川口市環境基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

※ 市民・事業者・市が適正な役割分担と協働のもとに、現在の環境を守り、さらに将来に向けてより良い環境をつくり出すこと。

川口市環境基本条例第3条（基本理念）

- 1 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の目的・位置づけ

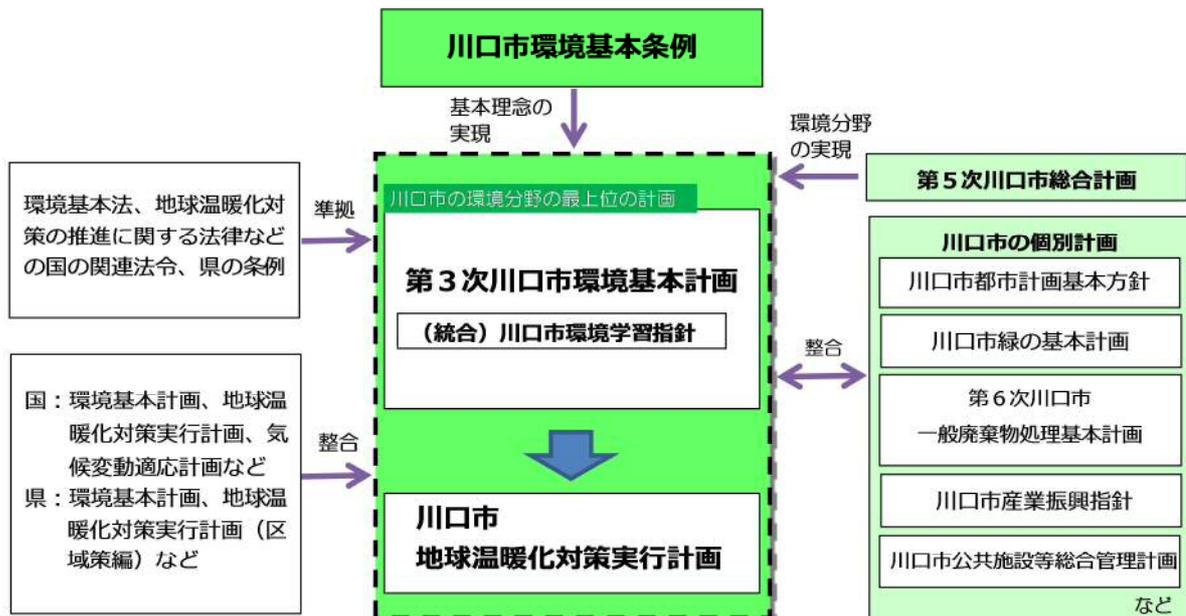
本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものです。

本計画は、「第5次川口市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画であり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。

また、国や県の環境基本計画をはじめ、本市の環境に関連する各種計画との整合を図ります。

さらに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第6条および環境基本条例第15条に基づき策定された「川口市環境学習指針」を包含した計画として位置づけます。

本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間とします。

計画の期間



4 計画の対象範囲

計画の対象地域は、川口市全域とします。

対象分野は、①循環、②安全・安心・快適、③自然共生、④低炭素、⑤環境保全活動、の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

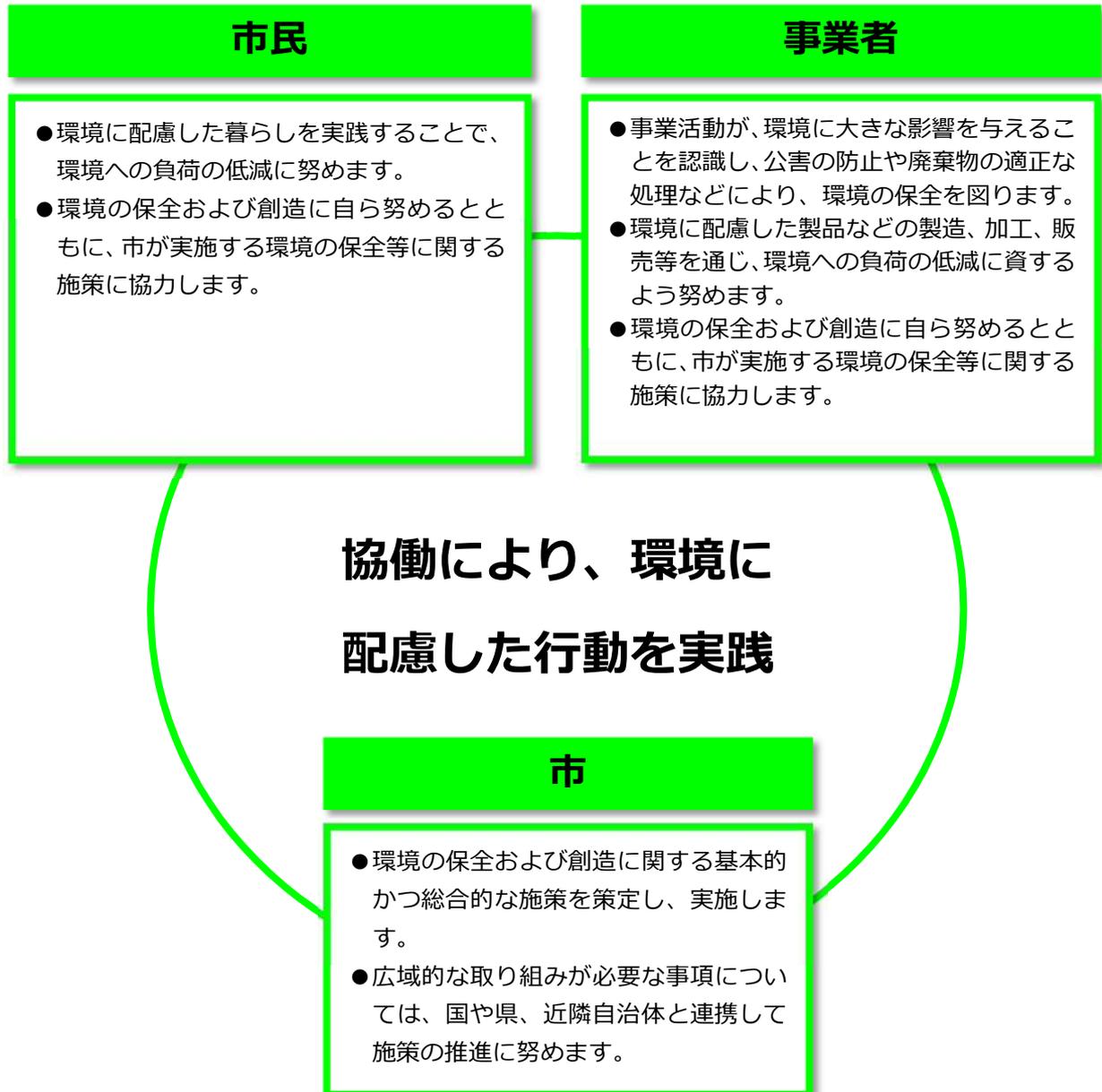
計画の対象範囲

対象分野	対 象 範 囲
循環	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R）、ごみの適正処理 など
安全・安心・快適	公害防止、環境美化、まちなみ・景観、防災 など
自然共生	動植物、生態系、みどり・水辺、公園、農地 など
低炭素	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動、協働 など

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民・事業者・市とし、各々がその役割に応じ、環境に配慮した行動を実践します。

計画の推進主体



【コラムや写真を掲載予定】

第 2 章 計画策定の方向性

1 川口市の概要

位置と地勢

本市は埼玉県の南端に位置し、荒川をへだてて東京に接しており、東西に約10.2km、南北に約11.8km、面積は61.95km²の広がりを持っています。北はさいたま市に、東は越谷市と草加市に、南は東京都に、西は戸田市と蕨市に接し、市の大部分の地域が東京都心から10～20km圏内に含まれています。

地形は、大宮台地の南端部に位置し荒川低地と中川低地に属する平坦地であり、海拔は最高点でも約20mとほとんど起伏のない地形となっており、市域の東側には綾瀬川と伝右川、南側には荒川、中心部には芝川と豎川が流れています。

広域交通機関として、市の南西部にJR 京浜東北線、北部にJR 武蔵野線、中央部に埼玉高速鉄道線が走り、東京都心へのアクセスに優れています。また、広域的な幹線道路は、JR 京浜東北線に並行して県道川口上尾線、市の中央には国道122号、東北自動車道および首都高速川口線が南北に走り、北部には国道298号と東京外かく環状道路が東西に走っており、これらを結ぶ川口ジャンクションは自動車の広域交通の要衝となっています。

また、古くから鋳物工業をはじめとする「ものづくりのまち」として発展してきたほか、植木を中心とする花きおよび造園などの緑化関連産業も本市の特徴ある産業の一つであり、特に安行植木は全国的にも知られています。

さらに、SKIPシティでは、インキュベートオフィスや映像などのコンテンツ関連の取り組みが活発になっており、新たな産業振興の拠点としての役割を先導しています。

平成23(2011)年10月11日には、鳩ヶ谷市との合併により、人口58万人の都市が誕生し、現在に至っています。

川口市の位置

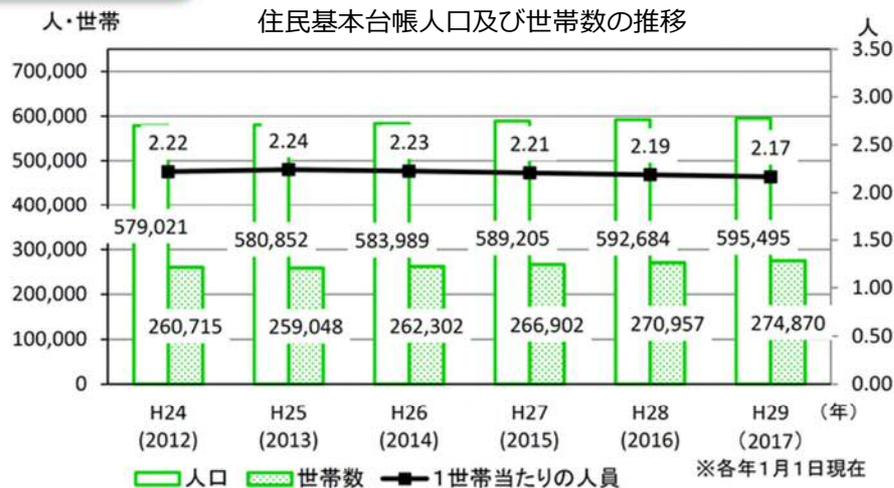


人口動向

本市の人口および世帯数は、平成29（2017）年1月1日現在で595,495人、世帯数は274,870世帯となっています。人口、世帯数とも増加傾向にあります。核家族化の進行や単身世帯の増加の影響などにより1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。

「第5次川口市総合計画」では、平成37（2025）年の将来人口を599,946人、将来世帯数を284,233世帯と想定しています。

人口・世帯数の推移



土地利用

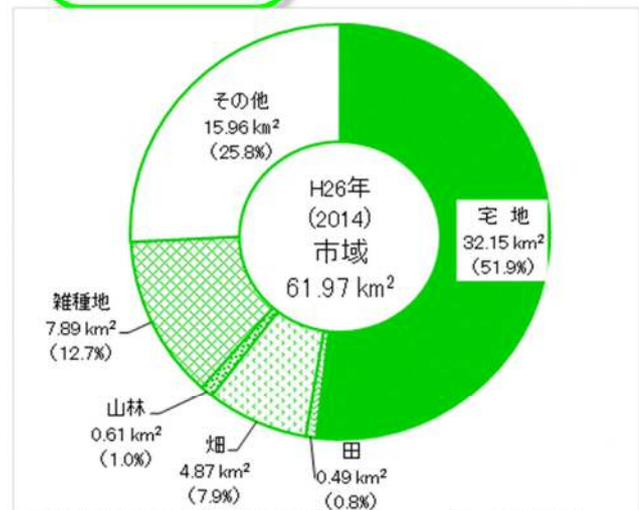
本市の全域が都市計画区域に指定されており、「市街化区域」が88.2%、「市街化調整区域」が11.8%となっています。

また、地目別にみると宅地が51.9%となっています。

用途地域別面積

項目	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域 合計	6,197.0	100.0
市街化区域	5,467.0	88.2
市街化調整区域	730.0	11.8
住居系用途地域	3,789.4	69.4
第一種低層住居専用地域	878.6	16.1
第二種低層住居専用地域	5.9	0.2
第一種中高層住居専用地域	289.5	5.4
第二種中高層住居専用地域	342.1	6.2
第一種住居地域	1,159.4	21.2
第二種住居地域	1,044.4	19.1
準住居地域	69.5	1.2
商業系用途地域	268.6	4.9
近隣商業地域	125.9	2.3
商業地域	142.7	2.6
工業系用途地域	1,409.0	25.7
準工業地域	1,014.2	18.5
工業地域	364.8	6.7
工業専用地域	30.0	0.5
用途地域 合計	5,467.0	100.0
特別工業地区	487.5	-
近郊緑地保全区域	580.0	-

地目別面積※



※用途地域別面積および地目別面積については、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」における変更前の値のため、合計面積は61.97 km²となっています。

産業

本市は、古くから鋳物工業が盛んで「鋳物のまち」として知られており、鋳物工業およびその関連産業である機械工業・木型工業を中心とした産業都市として発展を続け、さいたま市に次いで県下第2位の事業所集積を有しています。

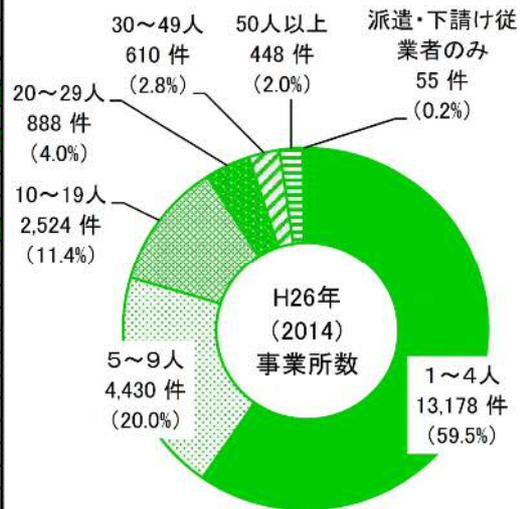
市内の事業所は、「平成26年経済センサス」によれば、従業者数が9人以下の事業所が最も多く全体の79.5%を占め、比較的小規模な町工場が多くあります。

また、農業については、江戸時代から続く「植木の里・安行」ブランドなどをはじめ、植木や花きの産地として知られ、造園業などの関連産業を含めた緑化産業の一大拠点として発展してきました。しかし、都市化の進展や担い手の高齢化などにより、徐々に農地が減少しつつあるのが現状です。

一方、第3次産業の事業所は年々増加し、全体に対する割合も平成26（2014）年の時点では71.4%を占めるまでになっており、産業の多様化が進んでいます。

産業別事業所数・従業者数

産業分類	平成26（2014）年			
	事業所数 (件)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総 数	22,133	100.0	186,889	100.0
第1次産業	36	0.2	259	0.1
農・林・漁業	36	0.2	259	0.1
第2次産業	6,622	29.9	53,282	28.5
鉱業、石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	2,455	11.1	16,403	8.8
製造業	4,167	18.8	36,879	19.7
第3次産業	15,475	69.9	133,348	71.4
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.0	351	0.2
情報通信業	144	0.7	1,399	0.7
運輸業、郵便業	602	2.7	13,880	7.4
卸売業、小売業	4,744	21.4	39,501	21.1
金融業、保険業	234	1.1	3,443	1.8
不動産業、物品賃貸業	1,770	8.0	6,038	3.2
学術研究、専門・技術サービス業	609	2.8	3,025	1.6
宿泊業、飲食サービス業	2,414	10.9	17,229	9.2
生活関連サービス業、娯楽業	1,787	8.1	9,037	4.8
教育、学習支援業	612	2.8	4,130	2.2
医療、福祉	1,499	6.8	22,230	11.9
複合サービス事業	52	0.2	1,339	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	1,000	4.5	11,746	6.3



資料：平成26年経済センサス（総務省）

2 社会情勢の変化と国の環境政策

第2次計画の計画期間内（平成23（2011）年度～平成29（2017）年度）における主な社会情勢の変化とそれを踏まえた国の環境政策を以下に示します。

国の第四次環境基本計画について

国は、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「第四次環境基本計画」を平成24（2012）年4月に策定しました。

「第四次環境基本計画」は、以下のような環境政策の方向性などを示しています。

- ・目指すべき持続可能な社会の姿を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、その基盤として「安全」が確保されることと位置づけています。
- ・持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、以下の4点を定めています。
 - ① 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
 - ② 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化
 - ③ 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
 - ④ 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進
- ・新たな価値の創出や社会システムの変革により、個人や事業者の環境配慮行動が社会に浸透していく「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」など9つの優先的に取り組む重点分野を定めたほか、東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項および放射性物質による環境汚染からの回復等について定めています。

国の「第四次環境基本計画」における目指すべき持続可能な社会の姿

持続可能な社会

「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会



資料：第四次環境基本計画（環境省）

低炭素社会形成に向けた動き

▶ 国のエネルギー政策・地球温暖化対策の方針

国は、平成26（2014）年4月に第4次となる「エネルギー基本計画」を、平成27（2015）年7月には「長期エネルギー需給見通し」を策定し、平成42（2030）年度における電源構成として、徹底した省エネルギー等の推進を前提に、総発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合を22～24%程度に、原子力が占める割合を20～22%程度となる見通しを立てました。

また、平成27（2015）年12月には、パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、「京都議定書」に代わる新たな地球温暖化対策の国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、平成28（2016）年11月に発効しました。

「パリ協定」は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどによって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的としています。

「パリ協定」の採択および「温室効果ガスを平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比で26.0%減（平成17（2005）年度比25.4%減）」の水準とする「日本の約束草案」を踏まえ、平成28（2016）年5月には「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画には、国、地方公共団体、事業者および国民の基本的役割が明記され、温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて「省エネルギー化の推進」や「再生可能エネルギーの利用促進」などの取り組みを、さらに進めていくことが求められています。

▶ 再生可能エネルギーの導入拡大

平成24（2012）年7月の「固定価格買取制度」の開始を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が急速に拡大しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加えて、災害時における自立分散型のエネルギーとしても利用可能なことから、災害に強いまちづくりを進めるうえでもより一層の導入拡大が求められています。

▶ 設備・機器の更新や建物の省エネルギー化

近年では、従来の家電、自動車等のエネルギー関連機器自体の高効率化といったハード面の技術革新に加えて、IoT 技術等ソフト面の技術革新が著しい発展を遂げています。これによって、エネルギー関連機器そのものの効率化だけでなく、スマートメーターやIoT 技術の活用により、エネルギーを賢く運用制御することが可能となり、更なるエネルギーの効率化が期待できます。

このような背景を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減にあたっては、これまで行われてきた節電等の運用面の実践に加えて、生活家電等の高効率機器への更新や導入、スマートメーターやIoT 技術の活用による賢い運用制御、環境に配慮した上で快適に生活できる住宅やビルの普及といった施設整備面の取り組みを普及させていくことが求められています。

■コラム：ZEH/ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）とは？

ZEH（ゼッチ）とは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を保ちながら、建物の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで、年間で消費する建物のエネルギー収支が概ねプラスマイナスゼロとなる建物のことです。

ZEH、ZEB は、光熱費削減等の効果のほか、高断熱化による快適性・健康性の向上や、災害時でもエネルギー的に自立した建物として注目されています。

◆ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）のイメージ



資料：「ZEH ロードマップとりまとめ」の概要資料（経済産業省）

▶ 低炭素なまちづくりの推進

国の「地球温暖化対策計画」では、都市のエネルギーシステムの効率化などによる低炭素型の都市・地域づくりを推進する必要があるとしています。

そのため、省エネルギー建物への更新、市街地整備を契機とした再生可能エネルギーの導入促進および市民・事業者との連携による都市緑化の推進などを進め、持続可能で活力ある低炭素型のまちへと転換を図っていくことが求められています。

▶ 地球温暖化への適応策の推進

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書では、「世界平均気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実であり、中緯度の大陸のほとんどと湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高い」と指摘されています。

こうした地球温暖化の影響と考えられるゲリラ豪雨や猛暑日の増加に伴う熱中症患者の増加といった現象が既に現れているため、国は、「気候変動の影響への適応計画」を策定し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とともに、地球温暖化による影響に適切に対応する「適応策」を推進しています。これにより、国民の生命や自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築することが求められています。

■ 循環型社会形成に向けた動き

国は、ごみの発生抑制である「リデュース」、使えるものを再使用する「リユース」、ごみを資源として再利用する「リサイクル」の、いわゆる 3 R の取り組みを推進しています。「リサイクル」については、循環型社会形成の基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」に基づき、容器包装リサイクル法をはじめとした各種リサイクル法が整備されるなど、取り組みが進んでいます。平成 25（2013）年に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、「リサイクル」にくらべ、取り組みが遅れている、「リデュース」、「リユース」の 2 R の取り組みがより進む社会経済システムの構築を基本的方向の 1 つに掲げています。

持続可能な循環型社会を形成するため、社会経済のあらゆる場面において、2 R の取り組みを推進する余地がないか改めて検討し、可能な限り 2 R を社会システムに組み込んでいくことが求められています。

■ 自然共生社会形成に向けた動き

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、人と自然が共生する社会の実現を目的とした「生物多様性基本法」が平成 20（2008）年に施行されました。

また、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する国の基本的な計画として「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成 24（2012）年に策定されました。この戦略では、おおむね平成 32（2020）年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」および「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の 5 つの基本戦略が提示されています。この戦略に基づき、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくることが求められています。

3 本市の課題と対応

本計画は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえ、「循環」「安全・安心・快適」「自然共生」「低炭素」「環境保全活動」の5つの分野における課題とそれに対する対応方針を明示します。

循環型社会の実現に向けた課題と対応

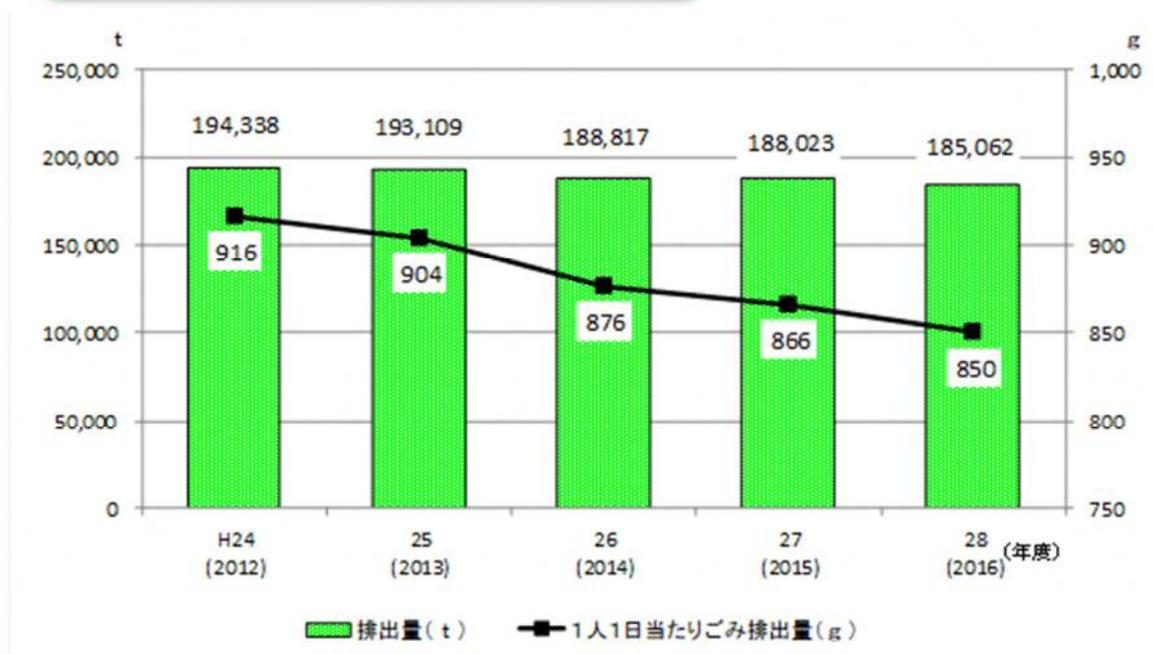
ごみの減量化への対応

本市では、循環型社会の構築を目的とした「3R推進活動等助成事業」の実施や、「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みの推進に関する条例」を施行するなど、ごみの減量化・資源化に向けた3R運動を推進しています。

「ごみ排出量」、「1人1日当たりごみ排出量」とともに減少しており、3R運動の取り組みは一定の成果を収めています。

引き続き、「ごみの発生自体を抑制する」、「発生したごみは分別を徹底する」といったライフスタイルの普及に努める必要があります。

ごみ排出量・1人1日当たりごみ排出量の推移



食品ロスへの対応

「食品ロス」とは、本来食べることができるのに、売れ残りや食べ残し、賞味期限切れなどで捨てられてしまう食品のことです。

国内の食品ロスは、年間約 621 万 t（平成 26（2014）年度）発生しているといわれ、国民 1 人あたりに換算すると、お茶碗約一杯分（約 134 g）の食べ物が毎日捨てられている計算となり、その約半分が、家庭から発生しています。

そのため、埼玉県の「食べきり SaiTaMa 大作戦」などをはじめ、全国の自治体において食品ロス削減に向けた取り組みが拡がりつつあります。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、家庭や飲食店などにおける食品ロス削減に向けた取り組みを更に推進する必要があります。

一般廃棄物の最終処分への対応

環境省がまとめた「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 27 年度）」では、全国の一般廃棄物の最終処分場の残余年数が 20.4 年とされています。特に、本市は市内に最終処分場を有していないことから、将来にわたり、安定的な廃棄物処理を継続していくためには、ごみの排出抑制や分別を徹底するとともに、焼却灰の溶融スラグ化をはじめとする有効利用を積極的に行うことなどで、最終処分量を削減していくことが課題となっています。

産業廃棄物への対応

中核市移行に伴い、これまで県が実施してきた産業廃棄物や廃棄物処理施設に係る許可・届出・報告や監視指導などの業務が移譲されます。

市は、市民に身近な自治体として、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄などに、地域の実情に応じた丁寧で、迅速な対応をしていく必要があります。

安全・安心・快適社会の実現に向けた課題と対応

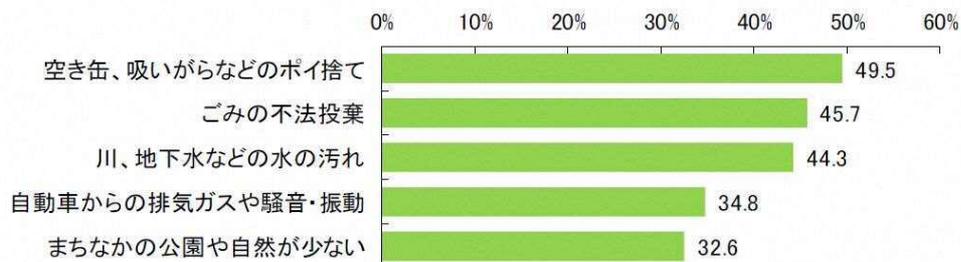
環境美化への対応

平成28（2016）年度に実施した「川口市の環境に関するアンケート」においては、「空き缶、吸いがらなどのポイ捨て」、「ごみの不法投棄」が改善すべき環境課題の上位に掲げられています。

市はこれまで、「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」および「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を定め、美化推進区域や路上喫煙禁止地区の指定、ポイ捨てや不法投棄防止についての啓発活動、巡回パトロールなどを実施しているほか、市民や事業者と連携・協力して、市内の道路などを清掃する「全市一斉クリーンタウン作戦」を実施しています。

引き続き、ポイ捨てや不法投棄が多い地域を対象とした重点的な取り組みを検討するとともに、市民や事業者のマナー向上・ルール遵守に向けた取り組みを拡充する必要があります。

市民が考える改善すべき、また取り組むべき環境の課題（上位5位）



資料：平成28（2016）年度川口市の環境に関するアンケート

生活環境の保全と公害への対応

かつて、工場などが発生源とされた産業型の公害は、規制強化や、事業者の自主的な取り組みなどにより大幅に改善しています。

一方、「川口市の環境に関するアンケート」においては、「川、地下水などの水の汚れ」「自動車からの排気ガスや騒音・振動」が改善すべき課題の上位に掲げられていることから、大気・水質・騒音などの調査、監視および指導に努める必要があります。

自然共生社会の実現に向けた課題と対応

生物多様性への対応

都市化が進む本市においても、荒川、芝川などの水辺や見沼たんぼなど、動物が生息し植物が生育する貴重な環境が残されています。

人と自然が共生する社会の実現に向け、将来にわたって生物多様性の恩恵を受けるためには、その価値を正しく認識し、野生生物の種の保存や多様な生物が、自然的社会的条件に応じて保全されることが大切です。

そのため、多様な動植物の分布や生息に関する情報の収集に努めるとともに、外来生物対策や樹林地、河川や公園など緑地の保全や創出に取り組む必要があります。

低炭素社会の実現に向けた課題と対応

地球温暖化対策（緩和策）への対応

省エネルギー行動の一層の拡充

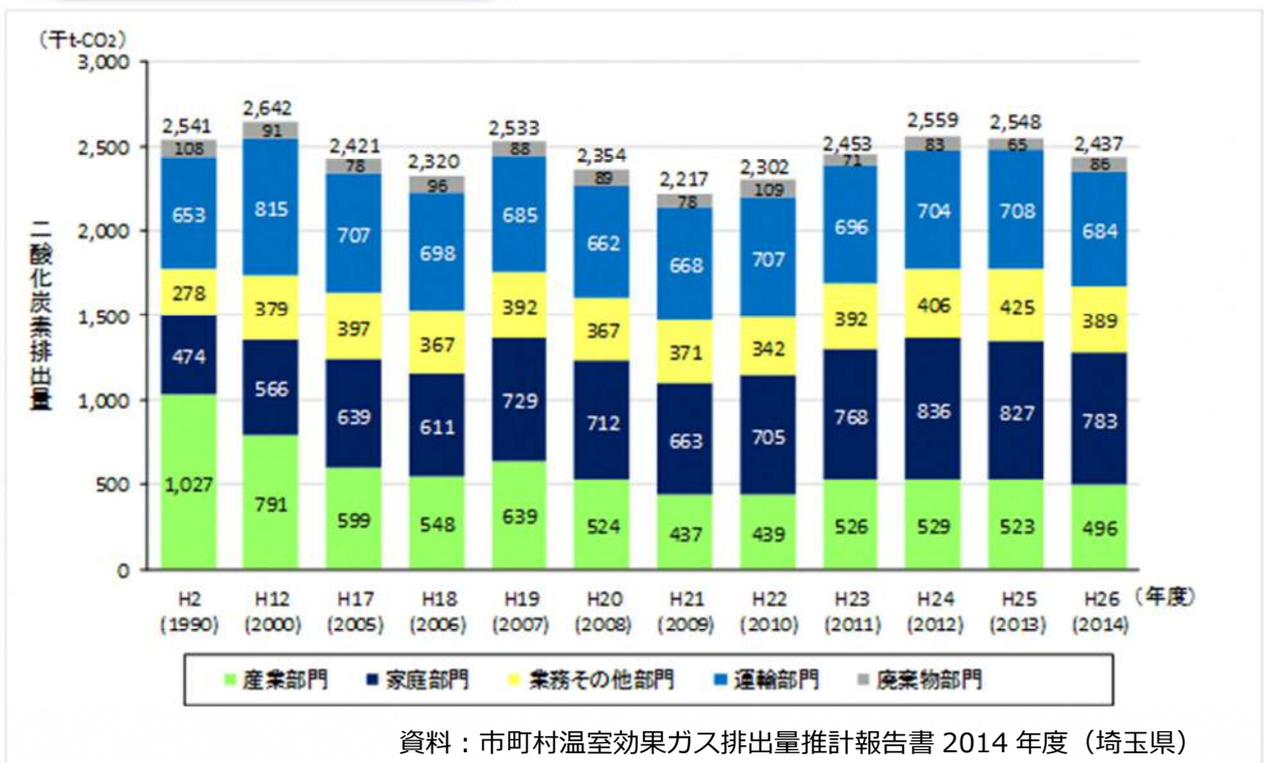
本市から排出される温室効果ガスの総量は、約 2,500～2,700 千 t-CO₂ 前後で推移しています。平成 26(2014)年の総排出量は 2,591 千 t-CO₂ となっており、このうち約 94%(2,437 千 t-CO₂) が二酸化炭素 (CO₂) です。二酸化炭素 (CO₂) が排出される主な要因は、電気などのエネルギーの使用によるものです。

平成 23 (2011) 年の東日本大震災後、原子力発電所の稼働停止に伴い、化石燃料を使用する火力発電所での発電量が増加したことを受け、一時、排出量が増加しました。

しかし、家庭や事業所での省エネルギー行動の普及や省エネルギー型の家電・設備機器への更新などが進んだことにより、近年ではエネルギー消費量は減少傾向を示しています。

今後も、さらなる温室効果ガス排出量の削減に向け、省エネルギー対策を推進する必要があります。

部門別二酸化炭素排出量の推移



省エネルギー機器の普及・拡大

本市では、環境負荷の低減に向けて、市民や事業所における省エネルギー機器の普及に取り組んできました。

引き続き、省エネルギー対策の啓発や、高効率な省エネルギー機器の導入促進に努める必要があります。

再生可能エネルギーの活用

本市では、住宅への太陽光発電設備設置支援、小中学校などへの太陽光発電設備設置、小水力発電設備の導入など再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んできました。

引き続き、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー利用の啓発や、再生可能エネルギー設備の導入を推進するなど、その活用促進に努める必要があります。

▶ 地球温暖化対策（適応策）への対応

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について積極的に取り組んでいます。しかし、既に地球温暖化の影響と考えられる現象が生じており、今後は、ゲリラ豪雨による都市型水害や、猛暑日の増加に伴う熱中症、デング熱の感染といった健康被害などのリスクが高まると思われることから、こうした影響に適切に対応する「適応策」を講じる必要があります。

環境保全活動に対する課題と対応

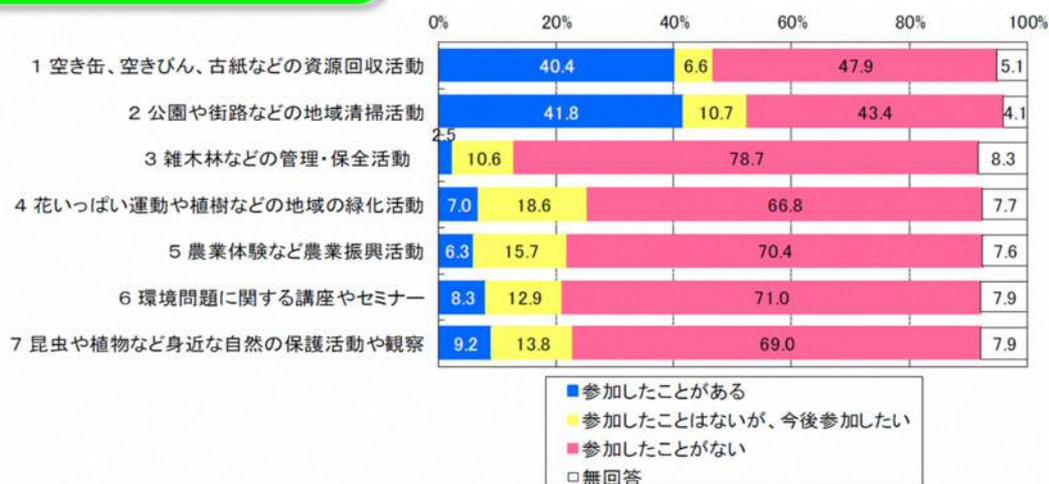
環境保全活動の定着・拡大への対応

「川口市の環境に関するアンケート」においては、「資源回収活動」、「地域清掃活動」について、約40%の市民が「参加したことがある」と回答していますが、「環境問題に関する講座やセミナー」、「身近な自然の保護活動や観察」などについて、「参加したことがある」と回答した市民は10%以下にとどまっています。

地球温暖化や生物多様性の保全といった今日の環境問題を解決するためには、これまで以上に市民や事業者の自主的かつ積極的な環境活動が不可欠です。

そのため、環境の保全に積極的に取り組む市民や事業者の拡大に向けて、様々な主体の環境学習をすすめ、環境保全活動の継続を図る取り組みが必要です。

地域の環境活動への参加経験



資料：平成28（2016）年度川口市の環境に関するアンケート

【コラムや写真を掲載予定】

第 3 章 目指すべき将来の環境像

1

川口市の将来の環境像

家庭、学校、職場といった生活のさまざまな場面におけるあらゆる活動は、環境と深い関わりがあります。豊かで良好な環境からは、食物やエネルギー資源、うるおいやすらぎなど、多大な恩恵を受けていますが、一人ひとりの行動は、時として自らの生活環境を悪化させ、さらには地球温暖化による気候変動など地球規模の環境悪化を招く要因ともなっています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいくため、たゆまぬ努力を重ねていかなければなりません。

本市のまちづくりのビジョンである「第5次川口市総合計画」では、将来都市像「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」を実現するための6つのめざす姿の一つとして「都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」を掲げています。

本計画は、この「都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」及び環境基本条例の基本理念である「市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していく」ことなどを実現するため、市民、事業者、市の協働で、より良い環境づくりに取り組む意志を込めて、以下の目指すべき将来の環境像を定めます。

川口市の将来の環境像

**みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、
都市と自然が調和した、元気なまち 川口**

2 基本目標

将来の環境像「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」の実現に向けて、本計画が目指す 10 年後の川口市のイメージを5つの分野ごとに描いてみました。

これらの将来イメージを「将来の環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、市民・事業者・市の協働のもとで、将来イメージの実現に向けた取り組みを進めていきます。

循環型社会の実現

～限りある資源を有効に利用するまち～

限られた資源を大切に使う社会が確立され、資源の消費が抑えられています。

リデュースやリユースの取り組みが浸透することにより、市民や事業者は、ごみになりにくいもの、リユースが容易な商品を選び、本当に必要な量だけを購入しています。

また、ごみを資源として活用できるよう分別して排出することが市民や事業者に浸透し、環境に負荷をかけず、かつ有用性の高いリサイクルに取り組み、質の高い資源循環が行われています。

安全・安心・快適社会の実現

～安心して快適に暮らせるまち～

大気や河川水質の汚染、騒音などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、都市・生活型公害の少ない、安心なまちになっています。

多くの市民や事業者と協働で取り組む「全市一斉クリーンタウン作戦」や、監視活動により、ポイ捨てや不法投棄によるごみが少なくなり、清潔できれいなまちが維持されています。

景観に配慮した美しいまちなみの住宅地や商業地が増え、川口らしい歴史と豊かさを感じさせる景観が広がる快適なまちになっています。

自然共生社会の実現

～豊かな自然とともに暮らせるまち～

荒川や芝川など多くの水辺空間や、見沼田んぼをはじめ、雑木林、斜面林などの豊かな緑が、市民や事業者との協働で保全、再生され、多様な動植物の生態が維持されています。また、これらの身近な自然は、貴重な地域資源として、人々が自然と触れ合う場等として活用され、次世代に引き継がれています。

身近な緑の創出が進み、公園の植栽や街路樹など公共の場の緑化に加え、住宅の庭先やビルの屋上、さらには壁面への緑化により、身近に自然が感じられる快適なまちになっています。

低炭素社会の実現

～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～

省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、市民や事業者にとって「日常的な習慣」になっています。

再生可能エネルギー設備等により地域でのエネルギー創出がさらに進み、また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネ性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んでいます。

街路や交通網の整備等により市内の移動が円滑になり、電気自動車や燃料電池自動車などの環境にやさしい自動車が普及するなど、まちの低炭素化が進んでいます。さらに、集中豪雨に対する防災意識や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しています。

環境保全活動の拡大

～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～

環境をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐために、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学ぶ仕組みが整っています。

また、地域での身近な環境問題の解決に向けて、積極的に環境に配慮した行動を実践する市民や事業者が増えています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民・事業者・市の協働による環境保全活動が活発化しています。

第 4 章 環境施策

1

施策体系

基本目標	個別目標	施策の柱
1 循環型社会の実現 ～限りある資源を有効に利用するまち～	1 3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進 ・リサイクル（再資源化）の推進
	2 ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬体制の整備・充実 ・廃棄物処理施設の整備・充実
2 安全・安心・快適社会の実現 ～安心して快適に暮らせるまち～	3 公害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止対策の推進 ・監視、測定体制の充実
	4 快適なまちなみの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化推進 ・まちなみ景観の向上
3 自然共生社会の実現 ～豊かな自然とともに暮らせるまち～	5 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全 ・生物多様性の保全に向けた普及啓発
	6 みどり・水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全 ・河川、水辺の保全、整備 ・公園の整備 ・農地の保全
4 低炭素社会の実現 ～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～	7 温室効果ガス排出量削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、事業所における温室効果ガス排出量削減の推進 ・公共施設における温室効果ガス排出量削減の推進
	8 まちの低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の推進 ・公共交通、自転車利用の促進
	9 気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨対策の推進 ・熱中症・感染症対策の推進
5 環境保全活動の拡大 ～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～	10 環境に配慮した行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフの実践に向けた普及啓発 ・環境活動情報の共有
	11 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の充実 ・地域における環境学習機会の拡充
	12 協働による環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ボランティア・リーダーの育成 ・環境に配慮した活動への支援 ・協働による環境活動の活性化

2 環境施策

基本目標1

循環型社会の実現

～限りある資源を有効に利用するまち～

施策の方向性

限りある資源を有効に利用するには、物質的な豊かさを重視する私たちの社会経済活動を見直し、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。

それには、生産・流通・消費の各段階において、廃棄するものを最小限に抑えることで、自然環境をはじめとする環境への負荷の抑制や二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減に資する社会経済システムの実現が重要です。

ごみを減らすためには、まず、ごみの発生抑制（リデュース）に優先的に取り組むとともに、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することも必要です。

これまでの3Rの推進や「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づくレジ袋削減などの取り組みにより、ごみの総排出量および市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減などの取り組みや、普及啓発活動を実施します。

また、ごみの収集運搬作業の効率を高めるために、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を研究するほか、一般廃棄物処理施設における安全で安定した適正処理の実施、廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する適切な措置・指導を行います。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
1人1日当たりのごみ排出量	※ 844 g/人・日	850g/人・日
リサイクル率	※ 35%	23.0%
最終処分量	※ 4,800 t	7,424 t
グリーン購入の目標値達成率	100%	94.7%

※平成34年度の目標値

私たちがごみの減量のためにできること

- ❖ 食品ロスを減らしましょう。
 - ・おにぎり（1個）100g ・生卵（1個）60g
- ❖ リサイクルに努めましょう。
 - ・牛乳パック(1ℓ) 40g ・ペットボトル(500ml) 30g ・アルミ缶(350ml) 15g
- ❖ マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにしましょう。
 - ・大きめのレジ袋(1枚) 10g

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・資源の大切さを認識し、物を大切にする。
- ・すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
- ・買い物袋を持参する。
- ・食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄がないように努める。
- ・「生ごみのひとしぼり」の実施や生ごみ処理容器の購入など、生ごみの減量に努める。
- ・ごみは正しく分別して出すことを徹底する。
- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・資源物を出すときは、地域の集団資源回収やスーパーなどの店頭回収に協力する。
- ・全市一斉クリーンタウン作戦や地域の環境美化活動に進んで協力する。

● 事業者の役割

- ・事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理する。
- ・事業所内で分別等を行い、ごみの減量化・再資源化・再生利用を進める。
- ・梱包や包装を簡素化する。
- ・両面コピーの徹底など紙類ごみの減量に努める。
- ・食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄がないように努める。
- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・すぐにごみになるようなもの、資源になりにくいものは使わない・作らない。
- ・全市一斉クリーンタウン作戦や地域の環境美化活動に進んで協力する。

● 市の役割

- ・3Rを推進する。 【個別目標1】
- ・ごみの適正処理を推進する。 【個別目標2】

個別目標1

3Rの推進

●リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進

ごみの減量化を図るため、環境にやさしい製品の製造や販売など環境に配慮した活動や、ごみを出さないライフスタイルの普及に努めます。

●リサイクル(再資源化)の推進

リサイクルを推進するため、ごみとして排出されたものの中から利用可能なものの再生および活用を行います。また、資源として分別排出されたごみの効率的な再資源化を行います。

	施策	担当部署
①	ごみの減量化や再資源化を推進するため、3R運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	廃棄物対策課 リサイクルプラザ
②	「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づき、市民、事業者および行政の三者が一体となり、レジ袋の削減に向けた取り組みを推進します。	廃棄物対策課
③	家庭におけるごみの発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)を推進するため、ごみを出さないライフスタイルへの転換や、グリーンコンシューマーを育成するなどの啓発活動を推進します。	廃棄物対策課
④	生ごみの発生と排出を減らすため「生ごみのひとしぼり運動」や生ごみ処理容器の普及に努めます。	廃棄物対策課 地球温暖化対策室
⑤	家庭や飲食店などに対し、食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄をしないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。	廃棄物対策課
⑥	ごみ処理に関する費用負担の公平性や排出抑制などの観点から、家庭ごみの有料化を導入する場合の効果や課題等に関し、市民生活への影響を考慮しながら、慎重に研究を進めます。	廃棄物対策課
⑦	リサイクルプラザにおけるリサイクルショップ事業やフリーマーケットの開催などを通じ、リユースを推進します。	廃棄物対策課 リサイクルプラザ
⑧	クリーン推進員と連携を図り、ごみ問題に対する市民の意識向上と地域コミュニティの醸成につながる集団資源回収運動を、より一層推進します。	廃棄物対策課 リサイクルプラザ
⑨	ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進し、リサイクル率の向上を図ります。	廃棄物対策課
⑩	木質バイオマスの活用を促進します。	廃棄物対策課
⑪	環境物品等の優先的購入(グリーン購入)を推進します。また、その取り組みを市民及び事業者に広めます。	環境総務課 契約課

個別目標2

ごみの適正処理の推進

●収集運搬体制の整備・充実

ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を研究します。

●廃棄物処理施設の整備・充実

廃棄物処理施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に建替えや改修を行うことで、処理能力の確保と延命化を図り、廃棄物を安定的かつ適正に処理します。

また、法令に基づき、廃棄物処理事業者の許可のほか、廃棄物施設への立入検査を行い、施設が適正に運営され、維持管理されるよう指導します。

施策	担当部署
① ごみを出すことが困難な高齢者などのごみの収集に配慮するとともに、収集時間や収集ルートなどについて研究し、ごみの収集運搬作業の効率化に努めます。	収集業務課
② 廃棄物処理施設・設備について、安定的な処理能力の確保を図るため、施設の維持管理に努めます。	環境施設課 戸塚環境センター 朝日環境センター 鳩ヶ谷衛生センター — リサイクルプラザ
③ 廃棄物処理施設の計画的な建替えや延命化対策を実施することで、処理能力の確保を図ります。また、常に最新の処理技術の動向について調査研究を行います。	環境施設課 戸塚環境センター 朝日環境センター 鳩ヶ谷衛生センター — リサイクルプラザ
④ 国等に対し、事業者による適正処理困難物の自主回収システムの構築を働きかけるとともに、排出者による応益負担の適正化に努めます。	廃棄物対策課
⑤ 廃棄物処理業および廃棄物処理施設設置の許可申請を適切に審査し、これらの許可事務を円滑に行い、適正処理を推進します。	(仮称) 産業廃棄物対策課 廃棄物対策課
⑥ 廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設が適正に運営され、維持管理されるよう指導します。	(仮称) 産業廃棄物対策課 廃棄物対策課

基本目標2

安全・安心・快適社会の実現

～安心して快適に暮らせるまち～

施策の方向性

市民が健康に生活できる環境を保全するため、法令等に基づく工場などへの指導・許可、立入検査のほか、公害の発生防止に向けた取り組みを実施します。

また、魅力的で快適なまちなみを形成・維持するために、ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に関する市民意識の高揚、不法投棄の発生抑止や、「川口市景観計画」などに基づく景観への取り組みを推進します。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
大気環境基準達成率	100%	50%
公共用水域(河川)環境基準達成率	100%	80%
騒音環境基準達成率	100%	97.7%
地下水環境基準達成率	100%	100%
ダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%
有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%
下水道処理人口普及率	※ 88%	86.5%

※平成 32 年度の目標値

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・騒音の防止など近隣に配慮した生活を心がける。
- ・ごみやたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない。
- ・全市一斉クリーンタウン作戦や地域の環境美化活動に進んで参加する。
- ・景観を守ることの大切さを理解する。

● 事業者の役割

- ・法令を遵守し、騒音、振動、悪臭などの防止に努める。
- ・周辺住民などから苦情があった場合は速やかに原因把握・問題解決に協力する。
- ・全市一斉クリーンタウン作戦や地域の環境美化活動に進んで参加する。
- ・開発許可の基準等の遵守や川口市景観設計指針（ガイドライン）に沿った景観づくりに努める。

● 市の役割

- ・公害防止対策を推進する。 【個別目標3】
- ・快適なまちなみを形成する。 【個別目標4】

個別目標3

公害防止対策の推進

●公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づき工場などへの立入検査や指導など、環境基準達成に向けた取り組みを実施します。

●監視、測定体制の充実

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量などの状況を把握するため、監視・測定を実施します。

	施策	担当部署
①	生活環境を保全するため、工場などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。	環境保全課
②	大気、河川、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境保全課
③	計画的な下水道整備および水洗化を推進するとともに、下水道未整備地域では、浄化槽維持管理、法定検査の実施を促します。	下水道推進課 下水道維持課 環境保全課
④	野外焼却を防止するため、パトロールの実施などにより指導を行います。	環境保全課
⑤	アスベストを使用している建築物などの解体工事や除去作業において、飛散が生じないように、立入検査・指導を行います。	環境保全課
⑥	事業者に対して、有害化学物質の使用を抑制するよう、啓発します。	環境保全課

個別目標4

快適なまちなみの形成

●まちなみの美化推進

本市では、快適な都市環境を確保するため、「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」、
「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行し、対策に努めています。

引き続き、ごみの散乱や不法投棄を防止するため、まちなみの美化に対する市民・事業者の環境意識の向上を図るとともに、地域との協働によるまちなみの美化の取り組みとして、「全市一斉クリーンタウン作戦」などを実施し、清潔できれいなまちなみを目指します。

●まちなみ景観の向上

良好なまちなみの景観を形成するため、「川口市景観計画」などに基づく、景観向上の取り組みを実施し、地域の特色を生かした川口らしい景観づくりを推進します。

	施策	担当部署
①	町会・自治会や「川口市まち美化促進プログラム」登録団体をはじめとする市民・事業者と市が協働し、自主的なまち美化活動、ごみの散乱防止活動を推進します。	廃棄物対策課 収集業務課
②	地域を清潔に保ち、生活環境を保全するため、関係機関との連携強化に努めます。	廃棄物対策課 収集業務課
③	「川口市景観計画」「川口市景観形成条例」などに基づき、景観形成基準における緑地の維持管理が継続的に実施されるよう努めます。	都市計画課
④	快適なまちなみの形成に向けて、地区計画制度を活用し、緑化の推進を図ります。	都市計画課
⑤	不法投棄の多い場所を中心にパトロールを実施し、不法投棄の未然防止を図ります。	収集業務課
⑥	食品を取り扱う事業者の廃棄物の適正な排出を促進します。	(仮称) 生活衛生課 廃棄物対策課 (仮称) 産業廃棄物対策課

基本目標3

自然共生社会の実現

～豊かな自然とともに暮らせるまち～

施策の方向性

水辺や緑などは、大気の浄化や水を蓄える機能を有するほか、動物の生息や植物の生育環境など多様な役割を担っています。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりや、やすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

本市には、荒川や芝川など多くの水辺空間や、見沼田んぼや安行台地など、動物の生息や植物の生育に欠かせない豊かな緑が残されています。

このようなかけがえのない自然環境の量的・質的向上を図るとともに、河川や樹林地などの保全と活用を適切に行い、生物多様性の保全を推進します。

さらに、市街地における水辺や緑を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
保全すべき緑地の確保	※ 200,000㎡	33箇所 187,254㎡
親水護岸の整備延長	※ 3,240m	2,015m
保存樹木の本数	現状維持	212本
保存生け垣の箇所数、延長	現状維持	40箇所 2,064m
住民1人当たりの都市公園等の敷地面積	現状値を上回る	3.33㎡

※ 平成32年度の目標値

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。
- ・ガーデニング、生垣緑化、グリーンカーテンの設置や壁面緑化、屋上緑化など、身近な緑を増やす。
- ・地域の緑化活動へ積極的に参加する。
- ・水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持つ。
- ・地域の公園や親水公園の清掃など美化活動に積極的に参加する。

● 事業者の役割

- ・身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。
- ・開発や施設建設の際は、周辺環境に配慮する。
- ・開発許可の基準等を遵守し、生物多様性を保全する。
- ・ガーデニング、生垣緑化、グリーンカーテンの設置や壁面緑化、屋上緑化など、身近な緑を増やす。
- ・地域の緑化活動へ積極的に参加する。

● 市の役割

- ・生物多様性を保全する。 【個別目標5】
- ・みどり・水辺を保全する。 【個別目標6】

個別目標5

生物多様性の保全

● 自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全

市内における動物の生息および植物の生育の実態を把握するための調査研究を行います。

また、生物多様性の保全にも配慮した水と緑のネットワークづくりを地域ぐるみで推進するほか、外来生物による生態系などへの被害防止に努めます。

● 生物多様性の保全に向けた普及啓発

自然観察会などの啓発活動を通じて、生物多様性の保全の重要性を広く周知します。

	施策	担当部署
①	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、動植物の実態把握に努めます。	環境総務課 みどり課
②	樹林地の保全や公園の整備、河川の緑化を図り、水と緑のネットワークづくりを地域ぐるみで推進し、生物の生息・移動空間の形成に努めます。	みどり課 公園課 河川課
③	アライグマなど外来生物の駆除に努めます。	環境総務課
④	市民が身近な自然に気づくように自然観察会を開催するなど、生物多様性への興味喚起に努めます。	地球温暖化対策室 グリーンセンター みどり課
⑤	生物多様性に関する市民の理解を深めるため、各種イベントにおける情報発信に努めます。	地球温暖化対策室 グリーンセンター

個別目標6

みどり・水辺の保全

●緑地の保全

本市には、安行台地、見沼たんぼ、都市農地など多くの緑地が残されており、都市の貴重な緑の拠点となっています。

そのため、法令に基づいて指定された地域制緑地の保全や、市民の緑地保全への理解・協力を得ながら適正な維持管理に努めます。

●河川、水辺の保全、整備

河川においては、親水性に配慮し、レクリエーション機能や治水機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間の整備に努めます。

また、貴重な水辺の環境に、市民がこれからも継続して親しめるよう、市民と協力しながら緑化や清掃活動を推進し、自然と調和した水辺環境の維持・保全を図ります。

●公園の整備

植生に配慮した公園などの整備や、道路緑化といった都市における緑化を推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めるとともに、市民・事業者と協働しながら維持管理を行います。

また、公共用地内の緑地確保、開発事業などに伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出するとともに、市民による緑化活動を支援します。

●農地の保全

本市の伝統産業である植木や各種作物の生産、良好な景観の形成、動物の生息や植物の生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全します。

	施策	担当部署
①	法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。	みどり課
②	貴重な樹林地や樹木を、「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・生け垣」に指定し、その保全に努めます。	みどり課
③	市民との協働により、樹林地の保全・管理を推進します。	みどり課
④	治水対策、水質改善とともに生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。	河川課
⑤	市民が水と遊び、生き物とふれあえるような親しみのある水辺環境を整備します。	河川課

施策	担当部署
⑥ 市街地内において、身近に自然とふれあうことができる公園を整備します。	公園課
⑦ 「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく緑化率による規制のほか、生垣設置や屋上緑化などにより緑化を推進します。	みどり課
⑧ 市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。	みどり課
⑨ 農地パトロールを実施し、遊休農地の発見や、違反転用および不法投棄を未然に防止することにより農地の保全に努めます。	農業委員会事務局
⑩ 身近な緑地空間である生産緑地地区の新規指定に努めます。	みどり課
⑪ 遊休農地の解消を図るとともに、農業とのふれあいやコミュニケーションの場として、市民農園を活用します。	農政課

基本目標4

低炭素社会の実現

～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～

施策の方向性

化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出は、自然環境や社会環境に影響を及ぼす地球温暖化を引き起こしており、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題の一つと考えられます。

地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」および、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく国の「地球温暖化対策計画」の方針を踏まえ、本市から排出される温室効果ガス排出量の削減を進めていく必要があります。

このため、市民や事業者が、積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を賢く選択することにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。

さらに、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に備えるための「適応策」を講じます。気候変動の影響は様々な分野に及びますが、本市は「適応策」として集中豪雨による浸水被害への対策や熱中症の予防対策などの健康・安全面に配慮した対策を推進します。

達成目標

指標	目標値 (H42〈2030〉年)	現状値 (H25〈2013〉年)
市域から排出される温室効果ガスの量	1,988千 t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で26%削減	2,687千 t-CO ₂
市の業務(事務および事業)に伴い排出される温室効果ガスの量	95,788t-CO ₂ 平成25年度(2013年度)比 で26%削減	129,317 t-CO ₂

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・ ライフスタイルを見直し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- ・ 家庭のエコ診断を実施する。
- ・ 公共交通機関や自転車の積極的な利用やエコドライブを実践する。
- ・ LED や HEMS などの省エネルギー型機器の導入に努める。
- ・ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・ 住宅・マンションなどの購入、改修にあたっては、ZEH などのエネルギー効率の高い建物を選択する。
- ・ グリーンカーテンの設置や屋上緑化に努める。
- ・ 雨水貯留施設の設置を検討・導入する。

● 事業者の役割

- ・ ビジネススタイルを見直し、日常業務での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- ・ 中小事業者向け省エネ診断を活用する。
- ・ 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施する。
- ・ エコドライブを実践する。
- ・ エコアクション 2.1 などの環境マネジメントシステムを構築する。
- ・ LED や BEMS などの省エネルギー型機器の導入に努める。
- ・ 太陽光発電・太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・ 事業所の改修にあたっては、エネルギー効率の高い建物を選択する。
- ・ グリーンカーテンの設置や屋上緑化に努める。
- ・ クールシェアスポットの開設に協力する。
- ・ 雨水貯留施設の設置を検討・導入する。

● 市の役割

- ・ 温室効果ガス排出量削減を推進する。 【個別目標 7】
- ・ まちの低炭素化を推進する。 【個別目標 8】
- ・ 気候変動適応策を推進する。 【個別目標 9】

個別目標7

温室効果ガス排出量削減の推進

●家庭・事業所における温室効果ガス排出量削減の推進

家庭や事業所において取り組める省エネルギー対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用を促進することで、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。

●公共施設における温室効果ガス排出量削減の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「川口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

施策	担当部署
① 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。	地球温暖化対策室
② 家庭における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	地球温暖化対策室
③ 事業所における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	地球温暖化対策室 経営支援課 産業振興課
④ 市民共同による再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	地球温暖化対策室
⑤ ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを最大限回収し、廃棄物処理施設において有効活用を図ります。併せて、より効率の良い方法などの調査研究を行います。	環境施設課 戸塚環境センター 朝日環境センター
⑥ 「川口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。	環境総務課 地球温暖化対策室

個別目標8

まちの低炭素化の推進

●省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の推進

社会経済情勢の変化に伴う建築物のエネルギー消費量増加に対応するため、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ります。

また、省エネルギー性能に優れたLED道路照明灯の導入を推進し、環境負荷の低減を図ります。

●公共交通、自転車利用の促進

鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

	施策	担当部署
①	省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。	建築安全課
②	省エネルギー性能に優れたLED道路照明灯への切り替えを推進します。	道路建設課
③	電気自動車・燃料電池自動車などの次世代自動車の普及を促進します。	地球温暖化対策室
④	商用水素ステーションの設置を促進します。	地球温暖化対策室
⑤	公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	都市交通対策室
⑥	関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。	道路維持課 道路建設課 交通安全対策課

個別目標9

気候変動適応策の推進

●豪雨対策の推進

集中豪雨による被害軽減に向けて、下水の排水能力の強化など市内の水害対策を進めます。
また、洪水ハザードマップの周知など市民の防災意識の高揚を図ります。

●熱中症・感染症対策の推進

地表面や屋上の緑化など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取り組みを推進します。
また、熱中症や感染症の発症リスクが高まっていることから、市民へ向けて熱中症や感染症の予防に関する情報を発信するなどの普及啓発を行うほか、「まちのクールオアシス」の設置を呼びかけます。

施策	担当部署
① 排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水調整池や雨水貯留管などの貯留施設の設置など、雨水の流出抑制対策を推進します。	下水道維持課 下水道推進課 ポンプ場管理センター 河川課
② 洪水ハザードマップやハザードマップアプリの周知に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。	防災課
③ 猛暑日の増加の対応策として、屋上緑化、グリーンカーテンの推進に努めます。	地球温暖化対策室 みどり課
④ 熱中症の発生を抑制するため、ホームページなどを活用した注意喚起を行い、市内公共施設を「かわぐち暑さ避難所」として開放します。	保健センター
⑤ デング熱などの感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	保健センター

基本目標5

環境保全活動の拡大

～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第8条では、都道府県や市町村は、「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。」と規定されており、本市では平成21（2009）年3月に当該行動計画に当たる「川口市環境学習指針」を策定しました。

この基本目標5は、本市の「川口市環境学習指針」として、環境学習を推進するための基本的な考え方や方向性を示すものです。

施策の方向性

環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を実現するためには、市民、事業者、環境団体など様々な主体が環境問題を自らの問題としてとらえ、自主的に問題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。また、そのためには、環境について学び、地域や将来世代のために自ら主体的に行動できる人を育てる「環境学習」が重要です。

様々な主体が、それぞれの役割を果たしつつ協働して環境学習を推進し、より多くの「環境に配慮した行動ができる人」を育てます。

将来の環境像「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を将来世代に引き継ぐため、将来にわたって環境保全活動が継続する仕組みづくりを行います。

達成目標

指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)
環境出前講座の実施数	現状値を上回る	29回/年
環境イベントの参加者数	現状値を上回る	22,378人/年

目標達成に向けた各主体の役割

● 市民の役割

- ・省エネルギー、3R などについて自主的に学習し、環境にやさしいライフスタイルへ転換する。
- ・身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- ・環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- ・自然観察講座、環境出前講座などに積極的に参加する。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで参加する。
- ・地域の緑化活動へ積極的に参加する。
- ・市民、事業者、環境団体、市などが実施する環境活動に参加し、協力関係をつくる。

● 事業者の役割

- ・省エネルギー、3R などについて自主的に学習し、環境にやさしいビジネススタイルへ転換する。
- ・環境保全に対する方針、事業活動に伴う環境影響などに関する学習機会を設け、従業員の理解を深める。
- ・事業所における環境学習や環境保全活動の推進役となるリーダーを育成する。
- ・環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- ・環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入する。
- ・事業の専門性を活かした環境出前講座やイベントなどを企画する。
- ・従業員が地域の環境学習や環境保全活動に参加しやすい社内環境を整備する
- ・ホームページやパンフレットなどで、事業活動に関連する環境活動などの情報を発信する。
- ・自然観察講座、環境出前講座などに積極的に協力する。
- ・自然を大切にし、地域の環境保全活動に進んで協力する。
- ・地域の緑化活動へ積極的に協力する。
- ・市民、事業者、環境団体、市などが実施する環境活動に参加し、協力関係をつくる。

● 学校の役割

- ・ 児童・生徒が環境にやさしい生活習慣を身につけるように導く。
- ・ 環境学習に関する教材や情報を活用する。
- ・ 環境出前講座を積極的に活用する。
- ・ 児童・生徒に、学校以外の環境保全活動への参加を促す。
- ・ 学校での環境学習の状況、学校で収集した地域の環境情報を、学校だよりやホームページなどを通して発信する。
- ・ 市民、事業者、環境団体、市などが実施する環境活動に参加し、協力関係をつくる。

● 市の役割

- ・ 環境に配慮した行動を実践する。 【個別目標 1 0】
- ・ 環境教育・環境学習を推進する。 【個別目標 1 1】
- ・ 協働による環境活動を推進する。 【個別目標 1 2】

個別目標 10

環境に配慮した行動の実践

●エコライフの実践に向けた普及啓発

環境に配慮した行動および生活の実践と定着に向けて、市民・事業者・学校などに対する適切な情報発信を行うとともに、市民・事業者・学校などが自主的に行う環境に配慮した活動に対する支援を行います。

●環境活動情報の共有

「広報かわぐち」や環境部広報紙「PRESS530」、市ホームページ、町内回覧板、SNS などの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行います。

また、市内で活動を行っている市民や環境保全団体などの取り組みを広く周知します。

	施策	担当部署
①	省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。	地球温暖化対策室
②	ごみの減量化や再資源化を推進するため、3R運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	廃棄物対策課 リサイクルプラザ
③	市民・事業者が行う自主的・創造的な環境保全活動を支援し、広く周知・発表する場を提供します。	地球温暖化対策室 廃棄物対策課 経営支援課

個別目標 11

環境教育・環境学習の推進

●学校における環境教育の充実

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育については、学校単位で身近な環境問題を題材とした取り組みを推進します。

また、環境に関する豊かな経験や知識を有する市民や事業者、環境団体などが環境教育の講師として、小中学生を対象に環境の出前講座を活用し、学校における環境教育のステップアップを図ります。

●地域における環境学習機会の拡充

環境学習会やイベントの開催などを通じて、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。

また、より多くの市民が興味を示す内容や、市民が参加しやすい工夫などを講じることで、参加者を増やします。

	施策	担当部署
①	環境の出前講座を活用し、学校における環境教育のステップアップを図ります。	地球温暖化対策室 指導課
②	環境学習の教材や教育プログラムなどの整備・充実を図ります。	地球温暖化対策室
③	緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる実体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。	地球温暖化対策室 廃棄物対策課 グリーンセンター みどり課
④	リサイクルプラザを環境学習の拠点として、さらなる活用を図ります。	リサイクルプラザ
⑤	川口市地球温暖化防止活動推進センターの環境学習に関する事業の拡充を図ります。	地球温暖化対策室

●環境ボランティア・リーダーの育成

様々な主体が参加できる講座やイベントなどを開催することで、幅広い人々に対する啓発を行い、環境ボランティアに取り組む人を増やします。

さらに、市民、事業者、環境団体などの中から、環境学習や環境保全活動の推進役となり得るリーダーの育成を図ります。

●環境に配慮した活動への支援

市民、事業者が協働で行う環境活動を支援します。

●協働による環境活動の活性化

事業者や環境団体などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図り、環境活動への参加者を増やします。

施策	担当部署
① 市民、事業者、市が協働して環境活動に取り組むイベントなどを開催します。	地球温暖化対策室 廃棄物対策課
② 市民、事業者から、環境学習や環境保全活動の推進役となるリーダーを育成します。	地球温暖化対策室 廃棄物対策課
③ 環境活動のリーダーなどの人材リストを作成し、様々な人材の活用を図る環境を整えます。	環境総務課
④ 市民、事業者が協働で行う環境活動を支援します。	地球温暖化対策室 経営支援課
⑤ 市民、事業者の協働に繋がる、情報交換・相談のための交流の場を設けます。	地球温暖化対策室 廃棄物対策課
⑥ 環境保全活動を行う市民間の交流を促進し、協働による環境活動のさらなる拡大を図ります。	地球温暖化対策室 協働推進課

第 5 章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民・事業者との協働による推進が不可欠です。そのため、川口市環境審議会をはじめ、市民・事業者・市が協働して計画の推進に努めます。

川口市環境審議会

環境基本法に基づいて設置された組織で、市長の附属機関として位置づけられています。市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、答申や助言を行うとともに、本計画の進捗状況の点検を行います。

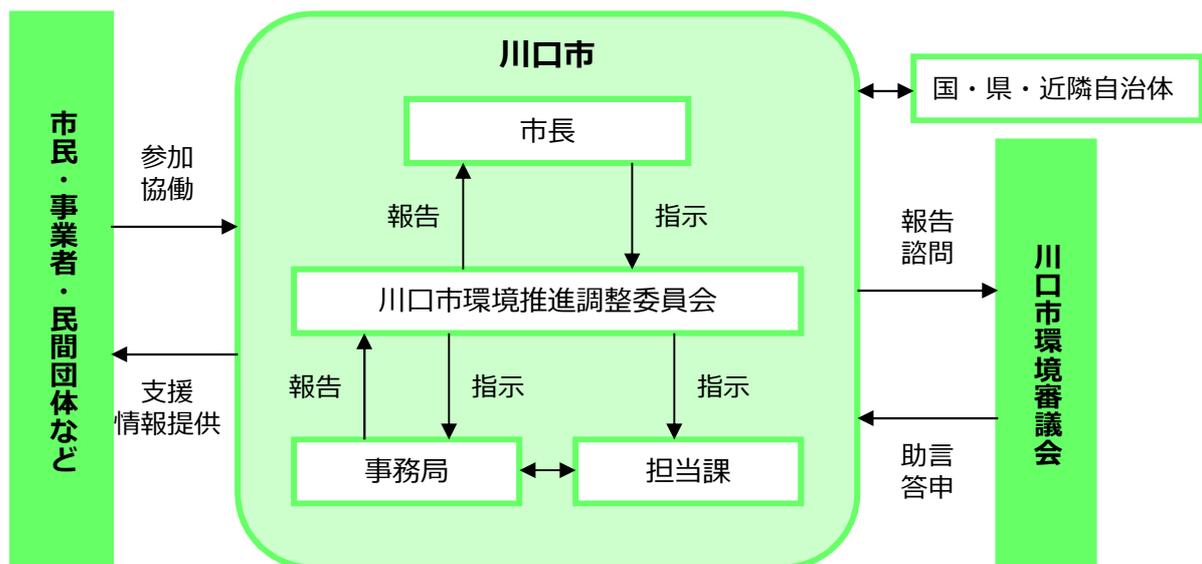
川口市環境推進調整委員会

環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した、本市の庁内組織です。本計画に掲げる目標の達成や施策の実施について、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

広域的な連携

地球温暖化や大気環境など、広域的に取り組むことが必要な課題について国、県及び近隣の地方自治体との連携を図ります。

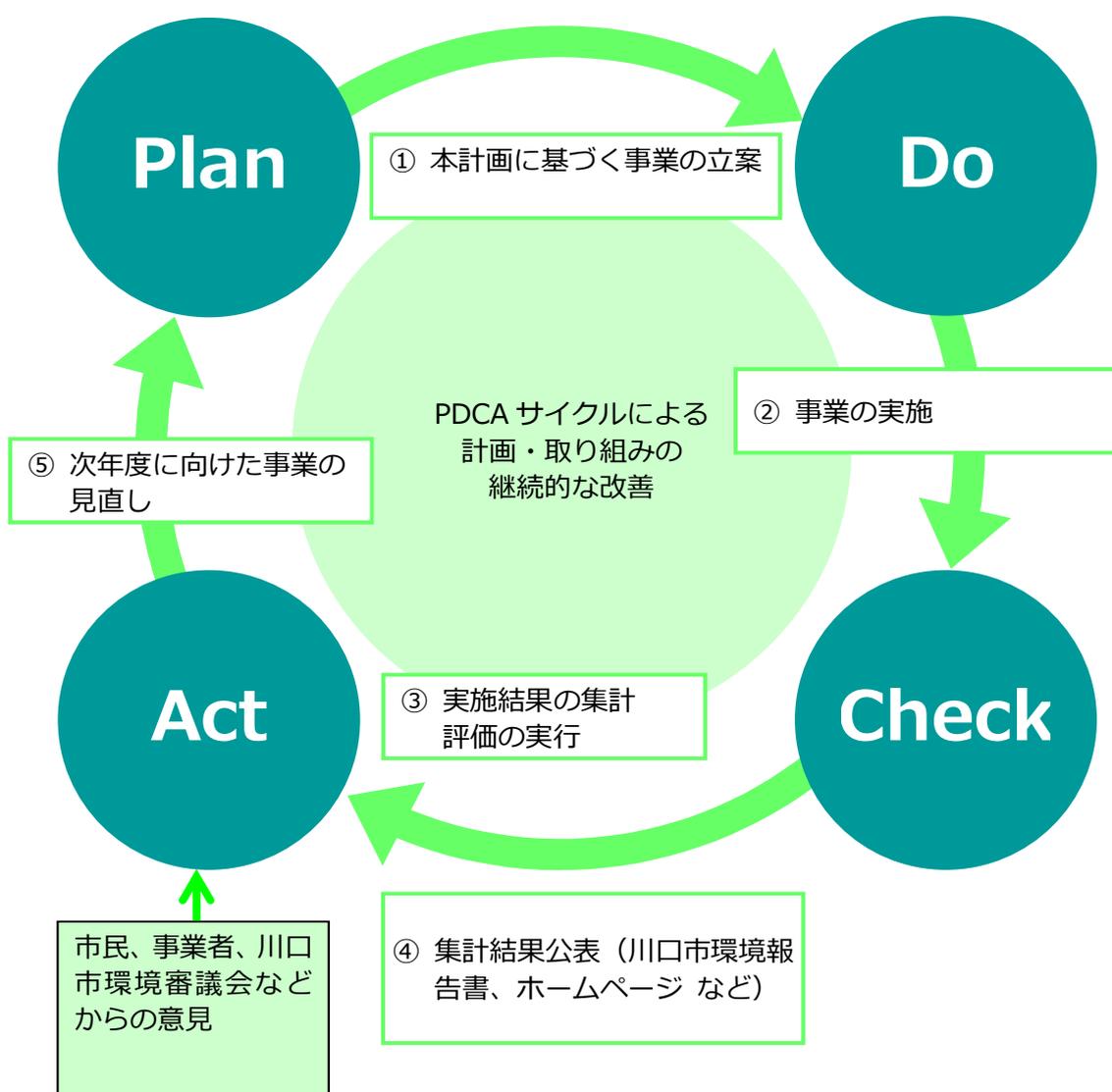
計画の推進体制



2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



【コラムや写真を掲載予定】

用語集

用語集

【あ行】

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 21 (2009) 年 11 月に、環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素 (CO₂) などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコライフ

大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、省エネやごみ減量など、環境に配慮して生活すること。

エネルギー基本計画

エネルギー政策の基本的な方向性を示す計画で、「エネルギー政策基本法」第 12 条の規定にもとづき政府が作成する。平成 26 (2014.) 年に第 4 次となる見直しが行われ、エネルギー政策の基本である 3E (エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給) に加え、エネルギーを基軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革を新たに追加している。

屋上緑化

ヒートアイランド現象の対策、建築物の断熱性、景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。同様に、建物の外壁を緑化することを「壁面緑化」といい、つる性の植物を植栽し、窓を覆うように繁殖させることを「みどりのカーテン」とよぶ。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素 (CO₂) やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC_s)、パーフルオロカーボン類 (PFC_s)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の 7 種類としている。

【か行】

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種でマングースやブラクバスなどが知られている。

外来種のうち、移入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

環境基準

「環境基本法」第 16 条の規定にもとづき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

「環境基本法」第 15 条にもとづき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画で、平成 24（2012）年に第四次計画が閣議決定された。

『第四次環境基本計画』では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」などの 9 つの重点分野、「震災復興、放射性物質による環境汚染対策」を掲げている。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取るべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

京都議定書

平成9（1997）年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された議定書。平成17（2005）年2月に発効した。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成13年には国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されている。

洪水ハザードマップ

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難の確保を図るために必要な事項等を記載した地図。

固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再利用（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12（2000）年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。『第三次循環型社会形成推進基本計画』においては、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組み強化、有用金属の回収、安心・安全の取り組み強化、3R国際協力の推進等を新たな政策の柱とした。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は500万トン～800万トンとされ、我が国におけるコメの年間収穫量（平成24（2012）年約850万トン）に匹敵し、日本人1人当たり換算すると、「おにぎり約1～2個分」が毎日捨てられている計算になる。

親水

親水とは、河川、湖沼などへ近づいて散歩したり、水遊び、釣りなどを楽しむことができ、人々が水辺の景観や自然などに親しみを感じられることをいう。

河川ではかつて、コンクリート3面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然川づくりによって川の水に触れられるような護岸整備が進んでいる。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられている。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念である。

生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する = 種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝的多様性

という 3 つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成 20（2008）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2012-2020

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標（13 目標）とその達成に向けた主要行動目標（48 目標）を定め、目標の達成状況を測る指標（81 指標）を設定している。また、平成 32（2020）度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5 つの基本戦略」を設定している。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をいい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。分子構造の違いによって、PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB は十数種類の仲間があり、それぞれ異なる毒性をもっている。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響の恐れがある。

太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成 28 年 5 月閣議決定。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会のこと。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

【な行】

燃料電池自動車

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池自動車は、搭載した燃料電池で発電し電動機の動力で走る車を指す。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

パリ協定

平成27（2015）年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらない事により発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。

【ま行】

まちの低炭素化

都市から排出される二酸化炭素（CO₂）を抑制するまちづくり。

具体的には、人や物の移動に係るエネルギー使用の削減や、建築物・自動車等の都市の構成要素の低炭素化、都市のエネルギーシステムの低炭素化を指す。また、二酸化炭素の吸収源となるみどりを保全・創出し、緑化等によってヒートアイランド現象を緩和させ、二酸化炭素の排出を抑制するまちづくりのこと。

【や行】

有害化学物質

有機塩素系化合物、ダイオキシン類等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

【英数】

BEMS

Building Energy Management Systemの略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

HEMS

Home Energy Management Systemの略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

ISO 14001

国際標準化機構（ISO）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格であり、ISO14001 は「環境パフォーマンスの向上」「順守義務を満たすこと」「環境目標の達成」の 3 点を実現するための環境マネジメントシステムの要求事項を定めている。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Inter governmental Panel on Climate Change）。昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

Facebook、LINE などがある。

3 R

循環型社会を形成していくためのキーワードで「リデュース（Reduce）：減らす」、
「リユース（Reuse）：繰り返し使う」、
「リサイクル（Recycle）：資源として再利用する」の頭文字をとったもの。